

衝撃！スクショ引用ツイートに違法判決 ～表現の自由と著作権～

2021年12月29日版

山田太郎事務所

V2

スクショ引用ツイート事件

東京地裁2021年12月10日判決

事案の概要

- ① 原告がツイート
- ② 被告が原告のツイートをスクショ
- ③ 被告が上記スクショ画像を添付してツイート
- ④ 原告が、被告の上記②・③の行為が著作権※侵害であると主張して、
ツイッター社への仮処分命令を求めて東京地裁に申立て
- ⑤ 東京地裁が、2021年5月7日、原告の申立てを認容する仮処分決定
- ⑥ ツイッター社が、2021年5月15日、原告に対してIPアドレスおよびタイムスタンプを開示
- ⑦ 原告が、NTTドコモを相手に、発信者情報開示を求めて東京地裁に提訴
- ⑧ 東京地裁が、2021年12月10日、原告の請求を認容する判決  **今ここ**

争点

- ① プロバイダ責任制限法4条1項にいう「権利の侵害に係る発信者情報」該当性 … 略
- ② 原告各投稿の著作物性
- ③ 引用の成否
- ④ 正当な理由の有無 … 略

争点②：原告各投稿の著作物性

「140文字以内という文字数制限の中，発信者情報の仮の開示を求める仮処分手続を経て，著作権侵害と思われる通信に係る経由プロバイダが明らかになった事実に基づき，当該事実についての感想を口語的な言葉で端的に表現するものであって，その構成には作者である原告の工夫が見られ，また，表現内容においても作者である原告の個性が現れている」

「140文字以内という文字数制限の中，意見が合わない他のユーザーに対して，短い文の連続によりその意見を明確に修正した上，高圧的な表現で同人を罵倒するものであり，その構成には作者である原告の工夫が見られ，また，表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる。」

「140文字以内という文字数制限の中，かつてツイッター上で特定のユーザーとトラブルとなった経緯のほか，その後，当該ユーザーの政治的主張が採用されなかったこと，当該ユーザーが大学入試に失敗したことを端的に紹介した上で，当該ユーザーが不幸に見舞われたことを「ざまあ」の三文字で嘲笑するものであり，その構成には作者である原告の工夫が見られ，また，表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる。」

「140文字という文字数制限の中，原告に訴訟を提起されたにもかかわらず危機感がないと思われる特定のユーザーの状況等につき，「アナタ」，「アウト」，「バカ」，「自業自得」という簡潔な表現をリズム良く使用して嘲笑するものであり，その構成には作者である原告の工夫が見られ，また，表現内容においても作者である原告の個性が現れているといえることができる」

→ いずれも**著作物性を肯定**

争点②：原告投稿目録

1 「こないだ発信者情報開示した維新信者8人のログインIPとタイムスタンプが開示された
NTTドコモ 2人
KDDI 3人
ソフトバンク 2人
楽天モバイル 1人 こんな内訳だった。KDDIが3人で多数派なのがあるがたい。ソフトバンクが2人いるのがウザい
しかし楽天モバイルは初めてだな。どんな対応するか？」

2 「@B @C @D >あたかもんきやりあさんがそういった人たちと同じよう
「あたかも」じゃなくて、木村花さんを自殺に追いやったクソどもと「全く同じ」だって言ってるんだよ。
結局、匿名の陰に隠れて違法行為を繰り返している卑怯どものクソ野郎じゃねーか。お前も含めてな。」

3 「去年の今頃、「@E」とかいう高校3年生の維新信者に絡まれて勝手にブロックされて「何したいんだ、このガキ？」って事が
さっき、あのガキのツイートが目に入ったんだけど受験に失敗して浪人するわ都構想は否決されるわで散々な1年だった様だ
「ざまあ」以外の感想が浮かばない(笑)」

4 「@C アナタって僕にもう訴訟を起こされてアウトなのに全く危機感無くて心

の底からバカだと思えますけど、全く心配はしません。アナタの自業自得ですから。」

出典：裁判所HP

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/826/090826_hanrei.pdf

争点③：引用の成否

他人の著作物は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われる場合には、これを引用して利用することができる（著作権法32条1項）。

これを本件についてみると、前記認定事実によれば、本件各投稿は、いずれも原告各投稿のスクリーンショットを画像として添付しているところ、証拠（甲10）及び弁論の全趣旨によれば、**ツイッターの規約は、ツイッター上のコンテンツの複製、修正、これに基づく二次的著作物の作成、配信等をする場合には、ツイッターが提供するインターフェース及び手順を使用しなければならない旨規定し、ツイッターは、他人のコンテンツを引用する手順として、引用ツイートという方法を設けている**ことが認められる。そうすると、本件各投稿は、上記規約の規定にかかわらず、上記手順を使用することなく、スクリーンショットの方法で原告各投稿を複製した上ツイッターに掲載していることが認められる。そのため、本件各投稿は、**上記規約に違反する**ものと認めるのが相当であり、**本件各投稿において原告各投稿を引用して利用することが、公正な慣行に合致するものと認めることはできない。**

また、前記認定事実によれば、**本件各投稿と、これに占める原告各投稿のスクリーンショット画像を比較すると、スクリーンショット画像が量的にも質的にも、明らかに主たる部分を構成する**といえるから、これを引用することが、**引用の目的上正当な範囲内であると認めることもできない。**

したがって、**原告各投稿をスクリーンショット画像でそのまま複製しツイッターに掲載することは、著作権法32条1項に規定する引用の要件を充足しない**というべきである。

→ いずれも**引用への該当性を否定**

著作権侵害とは

著作権侵害とは

著作権侵害 = 他人の**著作物**を**無権原**で**利用**すること

ポイント

- ① 「**著作物**」でないものをツイートしても著作権侵害ではない
 - ② 法定「**利用**」行為にあたらなければ著作権侵害ではない
 - ③ 「**無権原**」でなければ著作権侵害ではない
-

① 著作物とは

1. 著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（2条1項1号）

思想又は感情を	事実 （株価や気温等のデータ）や スポーツのルール 等は著作物ではない
創作的に	ありふれたもの は著作物ではない
表現したもの	アイデア は著作物ではない
文芸、学術、美術 又は音楽の範囲	実用品 あるいは 工業製品 は著作物ではない※

※ 美的鑑賞の対象となりうる創作的特性があれば、実用品や工業製品であっても著作物として保護されることがある。

② 法定利用行為とは

2. 利用とは、著作物について21条以下の行為（法定利用行為）を行うこと。

※ それ以外の読む、見る、聞く、触る等の行為は無権原で行っても著作権侵害にならない。

複製（21条）	有形的に再製すること（印刷、録音、録画など有体物に固定すること）	
上演（22条）	音楽以外の著作物を演ずること（演劇、落語、漫才等）	※「公に」
演奏（22条）	音楽の著作物を演ずること	※「公に」
上映（22条の2）	映写幕その他の物に映写すること（TV、PC画面も含む）	※「公に」
公衆送信（23条）	公衆に直接受信されることを目的とした無線又は有線通信を行うこと	
伝達（23条）	公衆送信される著作物を受信装置を用いて提示すること	※「公に」
口述（24条）	著作物を口頭で提示すること（朗読等）	※「公に」
展示（25条）	美術の著作物・未発行の写真の著作物の原作品を提示すること	※「公に」
頒布（26条）	複製物を公衆に譲り渡し又は貸し渡すこと（映画の著作物のみ）	
譲渡（26条の2）	映画以外の著作物の原作品又は複製物を譲り渡すこと	※「公衆に」
貸与（26条の3）	映画以外の著作物の複製物を貸し渡すこと	※「公衆に」
翻案（27条）	新たな創作性を加えて既存の著作物を利用すること	

※「公に」とは、「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」の意味 ※「公衆」とは、不特定または多数の者。

③無権原とは

3. 無権原とは、許諾がなく、かつ、権利制限規定にも該当しないこと。

※ 許諾には、明示的な許諾だけでなく、黙示的な許諾も含む。

私的使用目的の
「複製」「翻案」
(30条,47条の6第1項1号)

個人的に又は家庭内に準ずる限られた範囲内において使用する
目的の場合 → 使用する本人が「複製」、「翻案」できる

※ 非営利だからといって、許諾が不要で「複製」、「翻案」できるわけではない

引用
(32条1項)

公表された著作物 → 公正な慣行に合致するものであり、
目的上正当な範囲であれば「引用」により利用できる

【引用の要件】

- ① 公表された著作物であること
- ② **公正な慣行に合致すること**
- ③ **目的上正当な範囲であること**
- ④ 明瞭区別性があること（最高裁判例）
- ⑤ **引用する著作物が主、引用される著作物が従であること**
(最高裁判例)
- ⑥ 出所を明示すること（48条1項1号）

2020年著作権法改正

侵害コンテンツのダウンロード違法化

侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する修正内容

		平成31年2月時点の法案の内容
民事措置	対象著作物	違法にアップロードされた著作物全般
	主観要件	違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする場合が対象 (※) 重過失があった場合でも、違法にアップロードされたものだと知らなければ、ダウンロードは違法とならない。
刑事罰	対象著作物	違法にアップロードされた著作物全般で正規版が有償で提供されているもの 二次創作・パロディは除外
	主観要件	民事措置と同様
	常習性	継続的に又は反復して行う場合
	法定刑の水準	2年以下の懲役・200万円以下の罰金
	親告罪の扱い	親告罪(権利者の告訴が必要)



平成31年2月時点の法案の内容に追加

<追加的に講ずる措置>

 : 与党の提言を踏まえて追加した措置

①附則に運用上の配慮規定などを追加

- ・ 国民への普及啓発、教育の充実
- ・ 適法サイトへのマーク付与等の推進
- ・ 刑事罰の運用に当たっての配慮
- ・ 施行後1年を目途としたフォローアップ
- ・ 違法アップロード対策の充実

②スクリーンショットを行う際に、違法にアップロードされた画像(例:アニメキャラのアイコン)が写り込むことなどを違法化対象から除外(法第30条の2)

③漫画の1コマ～数コマなど、「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外

④「二次創作・パロディ」のダウンロードを違法化対象から除外

⑤「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を違法化対象から除外

(※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

「軽微なもの」の基準・具体例

【参考】「軽微なもの」の基準・具体例

下記で示した例はあくまで典型例であり、著作物の種類・性質や、著作物全体の中での複製する部分の位置付け等に応じて、これら以外にも「軽微なもの」に該当する場合はあり得る（争いとなった場合には、個別事情を考慮して裁判所で判断されるもの）。

1. 「分量」による基準・典型例（全般）

その著作物全体の分量から見て、**ダウンロードされる分量がごく小部分である場合**には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- ・長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- ・数百ページで構成される小説の1ページ～数ページのダウンロード

<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・漫画の1話の半分程度のダウンロード
 - ・論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
 - ・1コマ漫画の1コマ全部のダウンロード
 - ・絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロード
- （※2. により「軽微なもの」と認められる場合もあり得る）

2. 「画質」による基準・典型例（絵画・イラスト・写真など）

画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合には、「軽微なもの」と認められる。

<「軽微なもの」の典型例>

- ・サムネイル画像のダウンロード

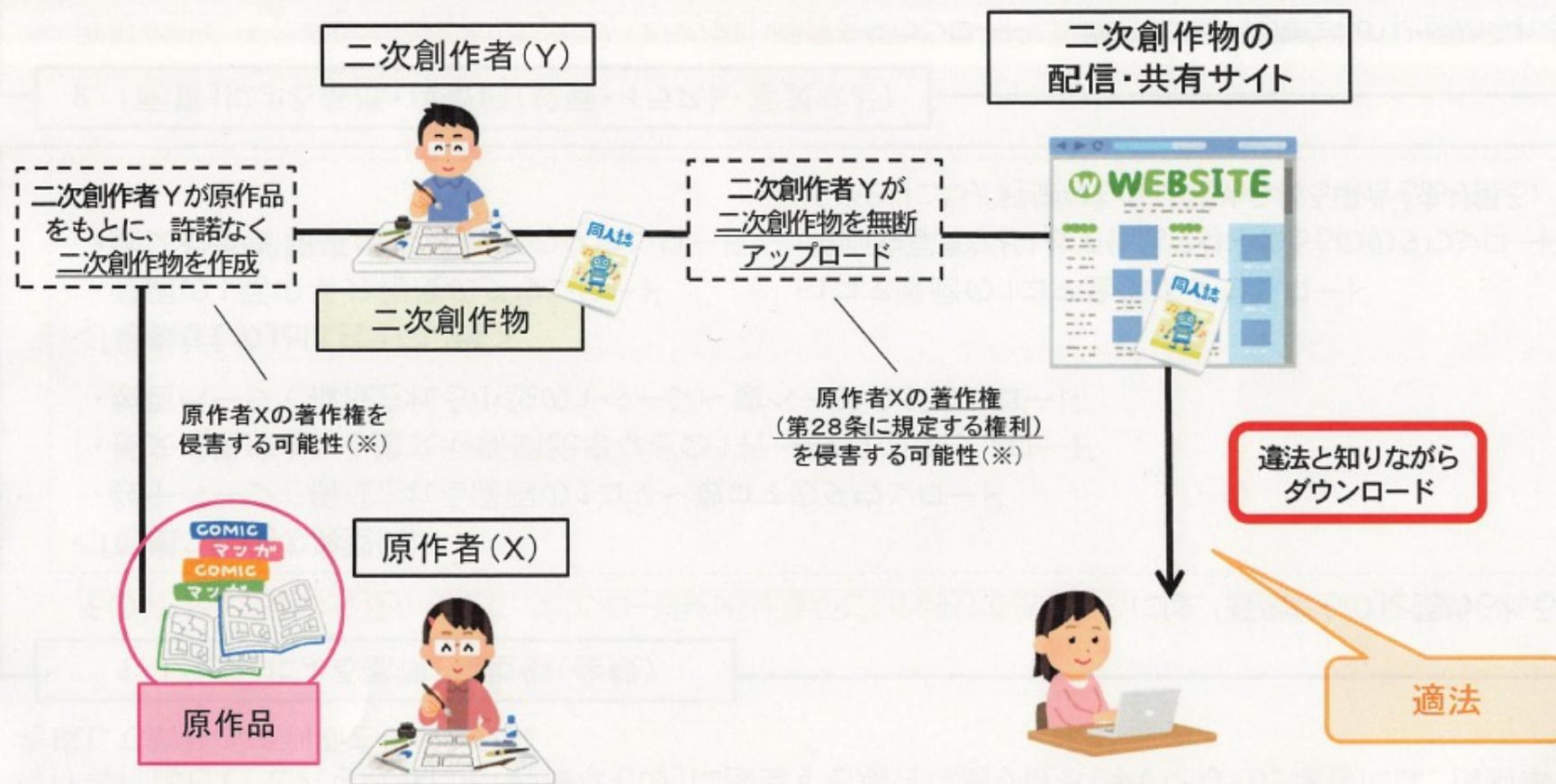
<「軽微なもの」とは言えない例>

- ・絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・高画質の写真のダウンロード

二次創作物のダウンロード

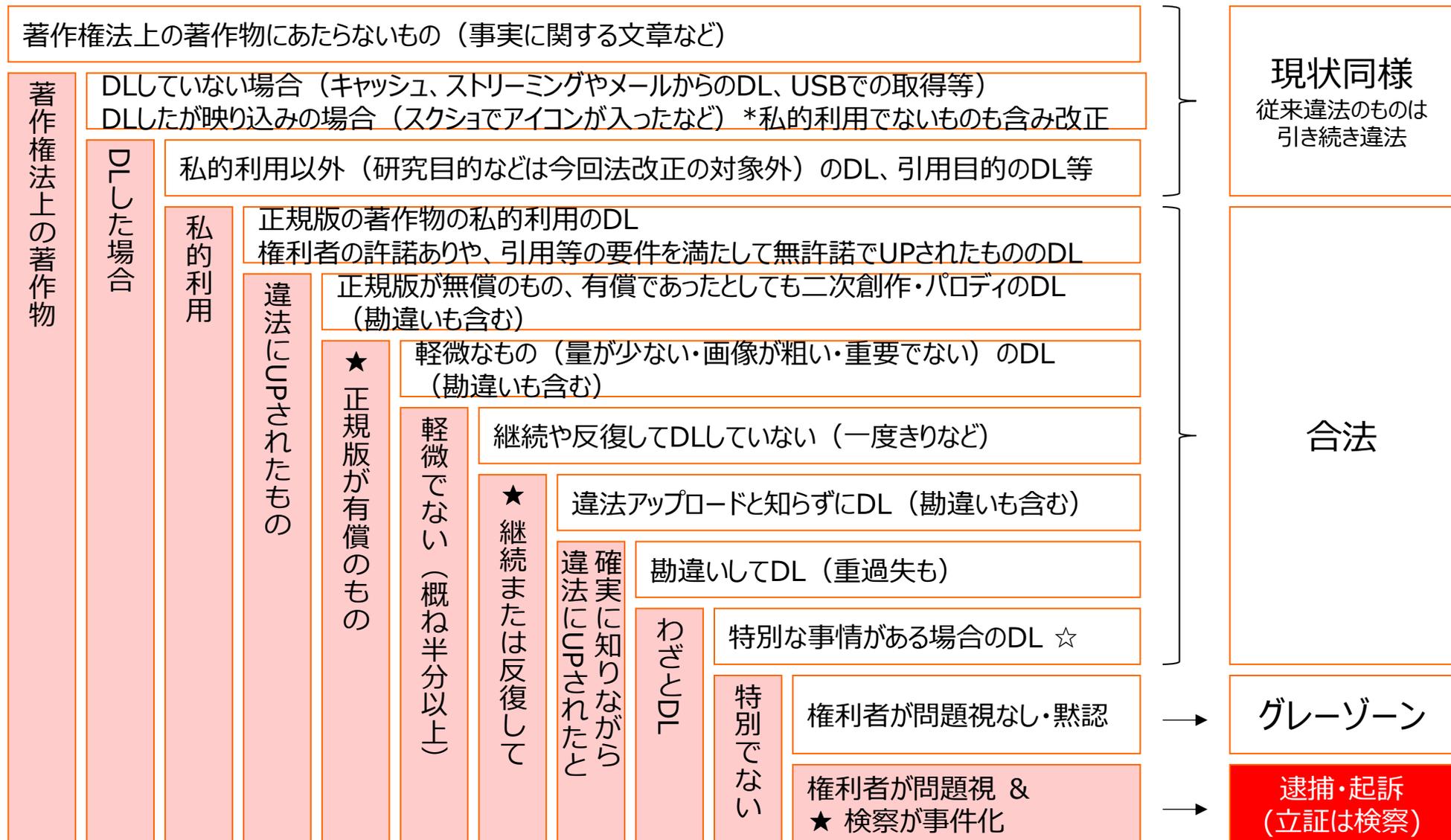
【参考】二次創作物のダウンロードなどに関する取扱い

- 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物については、それが違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードしたとしても、違法とはならない。



(※) 二次創作者に対して権利行使を行うか、黙認するかは、原作者の判断に委ねられる（多くは黙認されている）。

侵害コンテンツDL違法化（刑事）の範囲



★：民事事件の場合は要件とならない ☆：民事事件の場合は立証はユーザー